

山梨県公報

第千六百七十四号

平成十八年

六月十五日

木曜日

目次

告示

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	四三九
換地計画の決定	四三九
土地収用事業の認定	四三九
道路の供用開始	四四一
建築基準法に基づく道路位置指定	四四一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	四四一
大規模小売店舗の新設に関する届出	四四二
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	四四三
正誤	
平成十八年三月三十一日付け号外第十八号中	四四五

告示

山梨県告示第三百二十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十八年山梨県告示第二百八十一号。次の区域に係るものに限る。)は、解除する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

北杜市須玉町大蔵(上町田、下町田、白金、塚田、山崎、上之段、東前田、西前田、甘三夜下、大坪、西久保及び隆蔵の区域に限る。)、若神子新町(中原、恋道、干挽、横屋敷及び五軒ヤの区域に限る。)、若神子(御所前、上河原、妙円寺下、三崎前、妙円寺前、後田、御所村北、朝日田、上片瀬、下片瀬、小手差、滝ノ口、小林、古城、天

白、湯沢、大小久保、東和田及び下和田の区域に限る。)、小倉(西川原、上ノ段、芝原田、下川原、下町田、下中尾、中川原及び上町田の区域に限る。)、及び東向(山東及び飛津の区域に限る。)、並びに明野町上神取(向原及び中川原の区域に限る。)、及び浅尾(明日日向の区域に限る。)、並びに武川町牧原(ママ下の区域に限る。)、及び宮脇(郷原、藤ノ木、宮原、ママ下、仲島及び女落岩下の区域に限る。)、並びに葎崎市円野町(上円井の区域に限る。)

山梨県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業(須玉地区第一 二二区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
- 平成十八年六月十五日から同年七月十二日まで
- 三 縦覧場所
- 北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
- 平成十八年七月十三日から同月二十七日まで

山梨県告示第三百二十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)、第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 起業者の名称
- 昭和町
- 二 事業の種類
- 昭和町ゲートボール広場整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 中巨摩郡昭和町大字河東中島字中田地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件
昭和町ゲートボール広場整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件
起業者は、平成十七年度から町単独事業として財政措置を講じており、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
本事業は、起業者が生きがいのある長寿社会づくり及び高齢者福祉の充実を図る施策の一環として、ゲートボール場の整備を行う事業である。

昭和町は、甲府市に隣接しており、土地区画整理事業や主幹道の整備及び企業の進出等により、都市化が進み、急速に人口が増加してきた。その一方、近年、高齢化率も上昇しており、今後も高齢化が進捗することが見込まれた。このため、高齢者が健康を維持したまま社会参加できるようにするための施策が求められてきた。

このような中、昭和町では、町民の意見及び要望を取り入れた第四次総合計画を策定するため、町民アンケート及び町内の各種団体からヒアリングを行ったところ、高齢者のための福祉施設の充実を望む町民が多かったことから、「生きがいのある長寿社会づくり」及び「高齢者福祉の充実」を第四次総合計画の基本計画に位置づけ、詳細計画として、ゲートボール場や高齢者センターの整備を推進することを定めた。本事業は、当該総合計画に基づき実施するものである。

本事業の完成により、生きがいのある長寿社会づくりが推進され、高齢者福祉の充実が図られる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は少なく、造成工事は小

規模であり、予定建築物もないことから周辺環境に与える影響は小さく、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

昭和町では、住民の要望及び意見を踏まえて策定した昭和町第四次総合計画に基づき、生きがいのある長寿社会づくり及び高齢化福祉の充実のため、老人クラブ活動への助成や老人スポーツ大会を通じた健康作りの施策を順次展開してきた結果、ゲートボール競技者数が増え、町老人団体であるいきがいクラブ連合会主催のゲートボール大会が毎年開催される等施策の成果が顕著となってきた。

しかし、町内にはゲートボール専用の広場はないため、神社境内及び保育園のグラウンドを借用しているが、使用できる日数及び時間が限定されており、また、公共のグラウンドは、他のスポーツ団体の大会等のため利用できないことが多く、練習場の確保及び大会の開催に支障が生じている。

(二) 以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(三) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、ゲートボール場は公式ゲートボール競技規則に定められた規模であり、駐車場及び駐輪場の面積は、参加者数から積算した規模としている等、いずれも必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(四) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められる

ことから、法第二十条第四号に該当する。
5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

昭和町企画行政課

山梨県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 公園線	南巨摩郡早川町大字湯島字下ノ 島一〇八六番の一地先から 南巨摩郡早川町大字湯島字居平 七四二番の一地先まで	三五九・〇	平成十八年 六月十五日

山梨県告示第三百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

甲州市塩山上井尻字久保田二八七番五、二八七番七、二八七番八、三〇七番三

二 道路の幅員

最大五・〇メートル 最小五・〇メートル

三 道路の延長

二九・五九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十八年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 真志の会

2 代表者の氏名 駒田裕

3 主たる事務所の所在地 甲州市勝沼町小佐手千百五十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、峡東地域を中心とし生活する人々に対して歴史に彩られた文化遺産・自然環境を守り地域産業を発展させる事業、又、まちづくり・地域づくりを目的とする事業を行うことにより、よりよい地域をつくることに寄与することを、目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年五月二十七日から同年七月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十八年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 たんぼぼ

2 代表者の氏名 板山洋子

- 3 主たる事務所の所在地 甲府市湯田二丁目二番七号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、社会的自立の促進と地域住民との交流情報技術の修得等に関する事業を通じて、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅障害者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年五月二十七日から同年七月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 げんきツズ・未来
 - 2 代表者の氏名 志村春樹
 - 3 主たる事務所の所在地 笛吹市石和町唐柏五百八十六番地一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、地域の子ども及びその親に対して、子育てに関する援助、相談事業等を行い、子ども達が健やかに成長していける地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年五月三十一日から同年七月三十日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年十月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川弘衛

- 2 住所 甲府市国母七丁目九百二十六番二
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 東京インテリア家具甲府店
(二) 所在地 甲府市国母七丁目九百二十六番二外及び中巨摩郡昭和町西条字中曾根三千七百六十五番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一) 氏名又は名称 株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川弘衛
(二) 住所 甲府市国母七丁目九百二十六番二

3 大規模小売店舗の新設をする日 平成十九年一月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 九千四百五十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数
(2) 位置 届出の配置図のとおり
収容台数 三百三十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の配置図のとおり
収容台数 十九台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の平面図のとおり
面積 百二十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の平面図のとおり
容量 四十三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(2) (1) 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで

(四) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 四力所

- (2) 位置 届出の配置図のとおり
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前九時から午後六時まで

三 届出年月日
 平成十八年五月十九日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社大森工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市ときわ台一丁目四番五号
 - 3 代表者の氏名 大森剛仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第二六二号
- 四 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 田中工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央三丁目五番十四号
 - 3 相続人の氏名 田中博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二七九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 剣持製材建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市音羽町二番地七
 - 3 代表者の氏名 剣持幸市
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六六一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社吉野土建
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津九百八十一番地
 - 3 代表者の氏名 吉野保美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第一四一四号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社山下工務店
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町北都塚三百五十七番地一
- 3 代表者の氏名 山下美智子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二〇〇九号
- 四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 石川工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡皷沢町六十四番地四
- 3 代表者の氏名 石川光興
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第三九七八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 山都建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 北都留郡丹波山村二千七百九十九番地
- 3 代表者の氏名 山田英樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第四〇六〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社生山工業
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町二千五十七番地
- 3 代表者の氏名 生山次男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第五四九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 神田家建所
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町東高橋四百十七番地一四
 - 3 代表者の氏名 神田賀章
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二二五号
- 四 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 芦沢工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小明見二千五十五番地四
 - 3 代表者の氏名 芦沢佳秀
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第八四一六号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年六月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年五月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社野沢設備
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町室伏二百十九番地
 - 3 代表者の氏名 野沢一博
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六六四号
 - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十一日山梨県条例第三十六号(山梨県県税条例の一部を改正する条例)

五	下	二	第	号	第十号
---	---	---	---	---	-----

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番